

令和3年第1回教育委員会議事録

令和3年1月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年1月13日（水）午後2時00分～午後3時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 田 中 哲 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長
中央図書館館長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 都 筑 公 嗣
生涯学習担当部長
中央図書館次長
学 務 課 長 村 野 貴 弘 学 校 整 備 課 長 河 合 義 人
学 校 支 援 課 長
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済 美 教 育 セ ン タ ー 宮 脇 隆
統 括 指 導 主 事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第1号 杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

議案第2号 杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
- (3) 「すぎなみ教育シンポジウム2020」の実施報告について
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施について
- (6) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

目次

議案

- 議案第1号 杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 4
- 議案第2号 杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準・・・・ 4

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 9
- (2) 第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について・・・・・・・・・・ 11
- (3) 「すぎなみ教育シンポジウム2020」の実施報告について・・・・・・・・・・ 15
- (4) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 19
- (5) 小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施について・・・・・・・・・・ 20
- (6) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について・・・・・・・・・・ 23

教育長 それでは、今年初めての教育委員会ですので、改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局よりご説明をお願ひいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項6件を予定してございます。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願ひいたします。

庶務課長 それでは、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催に関する規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第1号「杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第2号「杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準」以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。まず、議案第1号からのご説明になります。

新型コロナウイルス感染症への対応等としてオンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催を可能とするため、所要の規定の整備を図る必要があることから、規則を改正するものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

新たに第4条の2の規定を設けまして、第1項では、「委員又は職員は、教育長が必要があると認めるときは、教育長、委員及び職員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる」と定めるものでございます。第2項は、「オンライン出席について必要な事項は別に定める」と規定し、議案第2号の「オンライン出席取扱基準」を定めることを想定してございます。

第21条及び第27条第1項第3号は、議場に出席していることを前提とした規定になっていることから、「議場にある」などの文言を削るも

のでございます。

第 23 条は採決に関する規定でございます。現行の第 2 項では、「教育長は、必要があるときは、記名又は無記名の投票により採決をすることができる」旨を定めてございます。オンライン出席の場合には投票により採決することができないことから、新たに「挙手」の方法を加えるほか、第 3 項では、オンライン出席の場合は「挙手により採決する」旨を定めるものでございます。

裏面をご覧ください。第 28 条では議事録に署名する委員につきましては、現行の運用どおり規定を整備するものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略いたします。

続きまして、議案第 2 号「杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準」についてご説明を申し上げます。

規則の第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、教育長、委員及び職員が会議にオンラインで出席することに関し、必要な事項を定める必要があるため、基準を制定するものでございます。

それでは、基準の内容についてご説明いたしますので、議案を 1 枚おめくりください。

題名は申し上げましたとおり「杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準」としてございます。

第 1 条は、この基準の趣旨を定めてございます。

第 2 条は、オンライン出席の手続等を定めてございます。

第 1 項では、教育長は、オンライン出席をする委員又は職員がいる場合においては、会議開始前に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる通信環境を確認するものとしております。

第 2 項では、教育長は、オンライン出席をする委員等を、通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したものとして取り扱うものとしております。

第 3 項では、委員等は、通信環境を確保するよう努めることとしてございます。

続いて第 3 条は、オンライン出席の要件を定めてございます。

第1項では、オンライン出席の3つの要件として、交通機関の途絶等により会議開催の場所まで交通手段が確保できない場合、他の業務等により遠隔地に所在する場合、その他教育長が必要と認める場合、にはオンライン出席ができるものとしてございます。

第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないことと議決された事件につきましては、委員はオンライン出席することができないこととしております。

第4条は、通信環境が確保できなくなった場合の取扱いについて定めてございます。

第1項では、通信環境が確保できなくなった場合は、当該議事以降は、教育長及び当該委員等は欠席したものとすることとしてございます。

第2項では、教育長が、通信環境が確保できず欠席となった場合は、教育長職務代理者が会議を主宰するものとしております。

第5条は、会議の不成立についての定めでございます。

第1項では、公開しないことと議決された事件の審議においては、オンライン出席をすることができないことから、教育長及び在任委員の過半数に達しなくなった場合は、当該事件以降の会議は不成立となるものとしております。

第2項では、通信環境が確保できずに欠席となった場合において、教育長及び在任委員の過半数に達しなくなった場合、教育長及び教育長職務代理者が同時に欠席した場合、教育長及び会議に出席する職員が同時に欠席した場合には、当該議事以降の会議は不成立となるものとしてございます。

第6条は、この基準に定めるもののほか、オンライン出席に関し必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

最後に施行期日でございますが、本日、令和3年1月13日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの議案第1号、2号につきましてご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。

伊井委員 制定につきましては、大変時間のない中でここまでお作りいただいたことを、この状況下で対応の速さにありがたいなと思っております。

時系列のことで、このオンラインで出席するとか開催するというのは、どのような時点で決定がされるのか。または誰が、どのような時点で今回出られませんというのをお伝えしていくのか、お伺いします。

庶務課長 ありがとうございます。現実のケースでということになるかと思えますけれども、次回の日程をお知らせしたときに、オンラインであれば出席できますということをご連絡いただく形になります。以前、折井委員もございましたように、学校のご事情だとかで教育委員会の会議に出られないということがあれば、ご自身が具合が悪いということではなくて、出席ができる状態であれば、オンラインで出ますと言っただけであれば、そこで手続に入るということです。

例えば、先ほどの遠隔地での交通手段の問題、例えば帰ってくるつもりで、出席するつもりで移動していても、電車が事故で止まってしまうことも想定されます。家にはたどり着いたのだが、こちらに来るまでにはやはり時間がかかるとか、または出張先で、例えば今、大阪にいるのだけれども、この時間帯であれば、オンラインで出席できますということであるとか、そういった事情をやり取りしながら次の回に準備をしていくと、そのような形になるかと思えます。

もちろん、その中でも突発的なことというのは当然ありますので、この日までに何かをしなくてはいけないということではなくて、やれる範囲で準備をしていくというところに努めたいと思えます。

伊井委員 柔軟なご対応のようで、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

折井委員 非常に細かいことで恐縮なのですが、接続が切れてしまったら、その時点からオンライン参加が欠席になる、その時点以降のものは欠席になるということなのなのですが、オンライン会議はたまに接続がうまくいかなくて、ルームから出てしまうことがあるかと思うのですが、それは再接続が速やかになされたときには、引き続き参加ができるのですか。それとも会議体としての正式なものであるということから、一度切れたらもう駄目ですと、どちらの理解でよろしいのでしょうか。

庶務課長 これもまた現実的なケースですけれども、もし通信が切れた場合に、何をするかといったら、すぐスマホで電話をしまして、今、どんな状態ですかと確認をいたします。もう一回立ち上げてみてくださいと

か、やりとりをしながら、これはもうどうしようもないという状況になったとします。例えば、今、停電しているからとか、そういうことであれば、もうそれは無理だと思えますけれども、少なくとも再接続ができる状態かどうかきちんと確認した上で、やめざるを得ないということになれば、欠席という扱いになろうかと思えます。

折井委員 安心しました。ありがとうございます。

對馬委員 同じような細かいことで、今のこともとても気になっていたのですけれども。たまに画面がフリーズしているのだけれども、音が聞こえているみたいなことが出てきたりするのですけれども、この場合には一応「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる」と書いてありますが、そういった場合はどうなりますかね。割と復活すると思うのです、少したつと。

庶務課長 おっしゃるとおりだと思います。今のケースで言えば、先ほどと同じですけれども、フリーズしているということを映像から確認できれば、直ちに駄目になるということではなく、まずは復旧を試みるとしていきたいと考えます。

對馬委員 多分、もしやってみたらいろいろなトラブルがありながら、試行錯誤を、私もこれを見ながら、ゆくゆくはもしかしたら、先々は会議というのは全部こうなるのかもしれないなど、ちょっと寂しいような気もしながら、この機にこういうことを決めておくのも大事な事かなかなと感じております。

教育長 これはまさにコロナ禍が与えてくれた基準であり、コロナの発生がなければ、多分検討すらしていなかった事項です。本当に迅速に事務局が対応して、こうやって基準を作り、万が一に備えるとしていただいたことは本当に感謝だし、また、突然なったらできるかというのと、練習も含めてこれからやっていかなければいけない。練習というのですかね、通信環境の確認の練習ですよ。それは、しなければいけないのではないかなと思っています。

1つ質問なのですけれども、いわゆる非公開の場合は参加できないと書いてあるのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

庶務課長 非公開の場合をオンラインですると、今、ここで非公開にすると全体が見渡せますので、我々以外の部外者が入っていないということが確認できるわけですけれども、極端なことを言えば、画面に映ってい

ない場所に誰かが隠れているかというところまでは確認できないですね。端的に言えばそういうことです。その状態というのが本当に閉ざされた状態になっているかどうかということが確認できるようになれば、そういったことも、例えばスイッチを入れるとカメラが1周するようなものができると、また違ってくるのかもしれないですけども。今の段階ではその確認が取れないことから、非公開の場合には参加ができませんとさせていただいております。

教育長 そこまで考えていただいていることに感服いたしました。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第1号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第2号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項の1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」ご説明をいたします。資料をご覧ください。

本件は、教育委員会規則につきまして、「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理をいたしましたので、その旨を報告し、承認を求めるものでございます。

臨時代理により処理した規則でございますが、「令和2年における杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則」を昨年12月25日に教育委員会規則第37号として処理をしたものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理した理由につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年12月22日に、東京都は新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、本年1月1日より結婚休暇の取得可能期間を拡大するための特例を定める規則を公布いたしました。区費教員につきましても、都費教員に準じて見直しを行うため、条例の規定に基づき、特別区人事委員会に規則制定の承認申請を行い、昨年12月25日に承認を得たところでございます。この承認の後、取得可能期間拡大の開始日である1月1日までに規則を制定する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがないといったことから、昨年12月25日に教育長の臨時代理により規則を制定したものでございます。なお、制定した規則につきましては、同日公布をしております。

次に、規則の内容についてご説明をいたします。資料の最後に添付いたしました「読替表」をご覧ください。

「結婚の日が令和元年7月1日から令和3年1月6日まで」の職員に限って、第30条第3項の結婚休暇の始期、始まる時期を定める規定におきまして、「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」との規定を「令和3年1月1日から同年12月31日まで」に読み替えるものでございます。

本規則の制定により、令和元年7月1日が結婚の日の場合に、遅くとも令和2年1月1日までに結婚休暇を開始する必要がございましたが、休暇を取得できなかった職員も、本年12月31日まで取得が可能ということになります。

以上で報告を終わります。規則の朗読は省略をさせていただきます。ご承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございます。報告事項1番につきましては質疑を終わりたいと思います。

これは承認が必要な案件ですので、教育長、報告事項1番について採決をお願いしてよろしいでしょうか。

教育長 それでは、報告承認についての採決を行います。報告事項1番に

ついて承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、報告事項1番を承認といたします。

庶務課長 続きまして、報告事項2番「第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について」引き続き、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料をご覧ください。第2回の審議会は12月24日木曜日の午後4時から、区役所中棟6階第4会議室において、委員13名中12名の出席を頂きまして開催いたしました。また、傍聴人数は前回より1名多い6名ということでした。

当日の議事内容ですが、まず冒頭に議論のたたき台として、これからの社会変動や価値観の変化等について、牧野会長から講義を頂き、その後、事前に各委員から提出をしていただいております10年後の杉並の子どもたちのために私たちにできること、新たな教育ビジョンに盛り込むべき視点、教育に関する取組の基本的な方向、これらの各テーマを議題とした上で意見交換を行いました。

委員の皆様から様々頂きましたご意見、これからの教育にとって大事なキーワード、視点に関する発言や、また今後の取組の基本的な方向に関する発言について、別紙にまとめさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

また、資料としてはおつけしてございませんけれども、杉並の教育をこれから区民とともに考え、創っていくために子どもから大人までたくさんの方の意見やアイデアを聞かせていただくためのアンケートを実施しております。現在も最終締切り3月19日まで暫時アンケートを行っているところですが、12月4日から12月18日までの15日間でのアンケートの集計として集まった数ですけれども、小学生、中学生で452件、それから10代を含めまして年齢の区分はありませんけれども、大人の方から90件ということで、今の時点で、15日間で542件のアンケートを頂戴しているところでございます。さらに申しましたように締切りが先にありますので、こういった生の声を聞きまして、これからの審議会に反映させていければと考えてございます。

次回第3回の審議会は1月25日月曜日、18時から第3・第4委員会室を会場として開催する予定でございます。第3回では、今年度中に骨子を固めていくことを意識しつつ、第2回までの議論やこれまでの点検

評価などで指摘された杉並区の教育課題の積残しなどを踏まえ、さらに議論を深めていく予定でございます。

この会議におきましてもオンラインと参集という形で、ハイブリッドで行っていくことを予定してございます。

私からの説明は以上となります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

伊井委員 今、15日間のアンケート、この後3月まで締切りが先という話でしたけれども、その間に小中学生含めてこれだけの数の方々のご関心を頂いているということはすごくありがたいし、そんな多くの方々が意見をくださったのだなど、とても感動することだなどと思っています。

今後これをどのように計画の中に生かしていくかというところは、大変期待するところではありますけれども、今回のまとめは、あくまでも議事の中のまとめということで解釈してよろしいですね。

庶務課長 おっしゃるとおりです。

伊井委員 アンケートに関しては、今後またそこに加えた形で反映されていくという感じでしょうか。

庶務課長 この件数ですので、資料としてお出しすると、膨大な量になってしまいますので、今日はおつけしていません。また、集約をしていくのに、実は牧野会長の研究室の学生にご協力を頂いて、少し分析をかけていこうということで、今、調整しているところです。そうすると、もう少しシャープに見えてくるかなと我々も期待しているところで、その準備ができましたらまたご案内をさせていただければと思っています。

伊井委員 今、それを要求しているということではなくて、とても興味深いものがその中から出てくるのかなと、面白いなと思います。

1点だけ、私個人としては、この中の「審議会のあり方や検討の進め方に関すること」というところで、一番最後のところに、考えれば考えるほどたくさんのことに対応しなくてはいけないというご意見があります。本当にここでおっしゃっている多くのことに対応しなくてはいけなくなってしまうという辺りが、前向きであり、また、みんながやっているというようなシンプルかつイージーというのですかね、取組意欲の出てくるものになるといいなと思っています。ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、こうしなければいけない、ああしなければい

けないというような負荷がかかるようなものではなくて、とてもいろいろな言葉が出てきていて、自分も聞いたことがない言葉とかが出てきてとても楽しみなのですけれども、多くの方々に分かっていただく形の呼びかけだったからこそ、そのようなアンケートをたくさん頂けるということを考えると、やっぱり多くの方々に分かっていただけるような文言であることも、考え方の1つとしてはあるのかなと思って見守っています。期待しているところです。よろしく願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。前回のビジョンのときには、でき上がったものを区民の方に見ていただくという順序立てだったのですけれども、この作成の過程で多くの方に、13名の審議会委員の方以上に様々な声を聞かせていただくということで、今、おっしゃっていただいた分かりやすい言葉でということも含めまして、よりみんなが共感を持ったものとしてでき上がっていくのではないかなと、そうしていきたいなと強く思うところであります。

そして、今、会議の進め方の最後のところ、いろいろ新しいことをやろうとすると、膨れ上がっていくというところがありますので、前教育長の言葉を借りれば「棚卸し」ということや、働き方改革も含めてですけれども、何が本質的に大事なのか、次の時代の学校をどう定義していくのかというところを見出せていけたらなと思っております。

折井委員 庶務課長のお話とかなりかぶるのですけれども、こちらの意見を拝見いたしまして、大人がこういう意見を出すというところが、本当に意味のあることだなと。子どもたちが意見を出す。これも本当に意味のあることで、例えば30年、40年前の日本であれば、それこそお上が正しくて、正しいものを子どもたちに教え込む。先生も正しいという型を子どもに教え込むことが、ある意味すばらしかったところから、この意見を頂く場でも、このように自由な意見というのでしょうか、うまく言葉が出てこないのですけれども、生きるための教育なのだと。自分たちが学ぶ主体なのだとということが、いろいろなところから出てくるこの状況はとてもうれしいですし、すごいなと思います。

本当に私も最後のほうのやろうとするといっぱいいっぱいになってしまいますよねというところもそのとおりでなと思いますので、今までだったら必要だったことが、実はある程度は必要だけれども、そんなに必要ではないよねというところをどうやって、逆に言うと削ぎ落していく

かという作業もまたとても大切なところなのかなと。ということで、こういった審議会の先生方、皆様にもそういった部分に関してのご意見をお伺いしたいなと思ったりいたします。すみません、まとまりのない意見で申し訳ありませんでした。

庶務課長 ありがとうございます。恐らく、審議会の委員の皆さんも足りない分を足していくというやり方の進め方だと、もう限度があるということも思っているいろいろご発言を頂いているのだと思います。我々もこれからの点検評価を通して、やはりその辺のところ、何を一体評価しなければいけないというところをしっかりと捉え返さないと、評価するものばかり増やしていくのではなくて、本質的なところはどこにあるのかということを考える必要があると思っています。今、言っていたように教える人と学ぶ人という関係から、全ての人が学び合う、生かし合うという言葉遣いで出ていたと思いますけれども、そういった新しい関係づくり、大人も子どもも、そういったところがこれから評価されていくということが、より鮮明になってきたのだろうという印象を受けて、会議に臨んでおります。さらに皆さんの議論を精査して、いいものを作っていければと思います。

對馬委員 折井委員がおっしゃったことと大分近い気がするのですが、この委員の方々が、私はこれを見ていて結構素人ではないなというか、大分専門的なキーワードがたくさん出てきているなという感じがとてもするのです。

本当だったら、杉並が本当はコロナ前にやっていた教育をちゃんと見ていただいて、今、こういうことをやっているのだなと、その上に立って協議していただけたらありがたかったかなと。やっぱりコロナの対応によって、多分グループワークなんかも思うようにできなかつたりとか、そういう状況です。本当は今でも見ていただきたいのだけれども、外部の人が入るのも大変だろうし、コロナ前の授業を見せていただくこともできない状況にあるのは非常に残念だなと思います。

多分私たちが受けてきた、教える人、全部聞いている人、とにかく端から全部覚えていく人というのではない教育が、既に大分進んで行われていた印象があります。区内のある学校で、去年、おとしあたりに、私、保護者相手に読み聞かせの講習を頼まれまして、保護者4人ずつぐらいでグループワークみたいなのをしてもらって、今、子どもたちはこ

ういう授業をしていますよと言ったら、お母さんたちが、みんな「ええっ」と驚いていたのですね。後で、校長室で校長先生にその話をしたら、保護者がそのことを知らなかったことに、逆に驚いていました。そういうグループワークのような授業をやっていて、学校公開でもそういう授業をやっているのに、保護者に通じていなかったのか、ということを経験した校長先生もおっしゃっていたのですけれども、保護者は自分の子どもがどうしているかしか見ていないことが多いので、どういう授業展開がされているかということはあまりご覧になっていなかったのだなというのが私もとてもよく分かったので、そういう目線で今、やっている教育というのを見ていただける機会があったらいいなと。今すぐ学校に行っても、もしかしたら見られないのかもしれないのですけれども、何か機会があったらぜひ、この方たちが委員でいらっしゃる間にそんなチャンスがあったらいいかなという感じがしました。

庶務課長 ありがとうございます。コロナ禍でということはあるかもしれませんが、そういうふうに現場を見ていただく、まして今、言っていたようなところこそ、杉並の教育の強みだと理解すれば、そこをどうさらに伸ばしていくのかということこそを専門的な知見から頂けたらと思いました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番「『すぎなみ教育シンポジウム2020』の実施報告について」学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは「『すぎなみ教育シンポジウム2020』の実施報告について」をご説明いたします。

シンポジウムにつきましては、昨年12月12日に高円寺学園をお借りして実施いたしました。

まず1番「実施概要」についてでございますけれども、今回のテーマ「みんなで話そう！考えよう！これから10年の杉並の教育」で、新たな教育ビジョンの策定に当たりまして、これからの10年を見据え、子ども、大人が何を大切にして、何を学ぶかについて区民の方々とともに考える機会といったところでございます。

来場者数でございますけれども、会場では96名、それからオンラインでは90名、合計186名で、教育委員4人の方にもご参加いただきました。

今回、感染防止対策のため、会場定員を減らして開催したほか、オンライン配信、グループワークの実施、それから意見集約システムの活用等初めての試みを行いました。

また、富士見丘小学校や高井戸東小学校の学校運営協議会では、会議の開催をこの教育シンポジウムに重ねることで、学校に委員が集まり、協議が行われました。

登壇者・内容につきましては、第1部が記載の4名の方によるパネルディスカッションで、これからの社会がどのように変化していくのか、変わらずに必要とされていく力、杉並区での取組事例、地域とともに活動に取り組む意義等について、個人発表、意見交換を行いました。

それから、第2部についてですが、記載の2名の方の進行によりまして、グループにて3つのテーマの中から選択し、それぞれの考えを語り合うとともに、意見集約システムを活用し、グループの意見を会場スクリーンで共有いたしました。最後に、3つのグループが代表で意見を発表するとともに、第1部の登壇者からの講評で、テーマへの理解を深めたところでございます。

裏面に参りまして、2番、アンケート集計に関しまして、回答者所属等は記載のとおりでございます。会場、それからオンラインの参加者ともにおおむね好評の声を頂くことができました。

第1部の登壇者の方をはじめ、学校、保護者、地域等様々な立場の方の考えに触れたことで、様々な気づきを得るきっかけとさせていただいたご様子がかうかがえました。

それから、3番「成果の活用等」ですけれども、第2部で頂いたご意見につきましては、昨年12月24日に開催しました、先ほどのご報告にもありましたが、第2回の杉並区教育振興基本計画審議会に報告いたしました。また、第1部の内容につきましては、本日から、教育委員会公式チャンネル（ユーチューブ）で動画配信しております。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 意見ではないですけれども。これもコロナ禍においてどういうふうに関催するか非常に悩み、主管課がいわゆるハイブリッドの形で実施できたと、本当にすばらしいなと思います。

今までシンポジウムはやっぱりこの形で集まって、第2部グループワークをやってきたのですけれども、なかなかグループで話し合うことが難しかったり、会場に人数制限があったりとか、本当に開催の可否までご苦労されてやったのではないかなと思います。担当の皆様方には本当にご苦労さまでしたと感謝したいと思います。

折井委員 私は次の予定があったので、第1部しか参加できなかったのですけれども、本当にパネリストの3名の先生方のお話が、それぞれに伺って、聞くことができて本当によかったと思いました。

全てオンラインで行うという選択肢ももしかしたらあったのかもしれないのですけれども、やはり会場で伺うことができたことのありがたさ。そのときの雰囲気ですとか、会場の熱気だとか。寒い中だったのですけれども、寒い中での熱気があったりとか。でも、一方でいろいろな理由から会場に来られない、もしくは遠方である。そういったときにオンライン開催も、特にこのコロナ禍ではありがたいという中で、ハイブリッドは実は一番難しいと思うのです。オンラインのみであれば、実は大学で見ていると結構うまくいくのです。会場のみであれば、当然ながら蓄積した経験値がありますので心配しない。でも、ハイブリッドというところに難しさがあるのです。会議の最初の方では、音声がうまくいかなかったり、そういうこともありながらも本当に機材を担当してくださった方は多分比較的寒い中で、恐らく大汗かきながら調整だとかいろいろなことを、担当の方も冷や汗をかきながらきっとやってくださったのかなと思うのですけれども、ハイブリッドでやってくださったというところに、本当に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

学校支援課長 ありがとうございます。

對馬委員 私もオンラインと会場を選べるというのはとても参加しやすい方法だったと思います。先ほどのご報告の中にあっただように、学校単位で選ばれて、学校に集まってみんなで聞いて、学校で協議をするというタイプの学校もあったそうで、非常に参加しやすい、好きなものを選ぶというのは参加しやすいなと感じました。

メンチメーターで結果ではないのですけれども、いろいろ意見の集約をするということを、この区民の大人たちがそれを知ること、これが授業にも使われているのだという体験をお互いにしてもらうことができるというのも、私はすごく価値のあることだと思うのです。聞くだけとか、

そんなことができるのだとどこか遠くのほうで思っているだけではなくて、自分も体験してみて、意外と簡単にみんなの意見を集約できる、見やすいと。これを授業で使ってくれたら面白いなと体験できたこととてもよかったことかなと思います。Zoomも多分この機会に初めて参加された方もいらっしゃるかもしれないと思うのですけれども、意外と割と簡単にできるのだとか、こういうところがちょっと大変だったなというのを、それぞれ大人たちも感じるいい機会になったのかなと思いました。

ちょっと気になったのは、大人の見解の中で、自由な意見だったので別に意見を否定するつもりではないのですけれども、やっぱり子どもたちの自由なことを伸ばしましょうという意見が非常に多かった。それはそれですごく大事だと思うのですけれども、ちょっと1つ、私は、本当に駄目なときはやっぱり駄目と言わなければいけないのではないかなと思って、それが出てくる意見を見つけられなかったもので、そういうときはどうするのですかとある校長先生をつかまえて聞いたら、「駄目なものは駄目でしょう。それは駄目と言いますよ」とおっしゃったので、ちょっと安心したところがありまして、子どもの意見だけを尊重するほうに、みんなが傾いていってしまう危険性みたいなものを感じていたもので、先生がちゃんと「駄目なものは駄目と言いますよ」とおっしゃってくださったことに安心したという感想です。ありがとうございます。

伊井委員 皆さんと同じような感じなのですけれども、係の方にこの後日にたまたままちで会ったときに、「あそこが駄目だったのです、ここがこうなっていてすみません」とかおっしゃるのですけれども、トライアルしたことそのものが、私はすごく素晴らしい価値があって、トライアルすることが、子どもたちにもいろいろな区民の方々にも見せるいい機会だったのかなと。頑張っている姿を本当に見せていただいて、こんなこともできる、あんなこともできるという、幾つもそれを見せていただいたなど。高円寺学園を見せていただいたのも、あそこになんかの機会になかなか足を踏み入れることがないの方々にもとてもいい機会だったのかなと思います。

失敗を恐れずにと言ったらとても高いところから言っているわけではないのですけれども、何かいろいろと試してみただけのことは、本当にありがたいなと思います。暮れの最中お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

久保田委員 私も当日参加しまして、やはり、会議の運営方法についてすごく可能性を実感したという、正直そんな思いでいっぱいでした。途中でちょっと友人に連絡しまして、途中から参加できるかどうかということで連絡を取ってみたのですが、途中参加がうまくできなかつたようで、その辺のやり方も含めて、先ほどの富士見丘小学校の話があったのですが、やはり1つの会場に集まれる、参加できる人は限られますから、同時進行でいろいろな場所でその中継を見ながら参加できるようになっていくと、より多くの人に参加し、また豊かな議論ができるのかなと思いました。

意見集約システムのメンチメーターですか。あれもすごく面白いし、会場にいる人以外の、外から参加している人ももちろん参加できると、あのキーワード自体が物すごいものになっていくのかなと、そんなことも感じました。以上です。

庶務課長 ありがとうございました。それでは、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「学校運営協議会委員の任命について」引き続き学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 続きまして、「学校運営協議会委員の任命について」につきましてご報告させていただきます。杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてでございます。

今回任命されますのは、小中合わせて7校、計47名となっており、そのうち新しく委員になられた方は、前回の教育委員会におきまして学校運営協議会の新設をお認めいただきました済美小学校及び高円寺学園の委員各11名を含む計28名となっております。

特筆すべき委員といたしましては、沓掛小学校の岡貴子委員で校長推薦となっておりますけれども、現役の文部科学省の地域学校協働活動推進室長、いわばCSの所管の方が選任されております。同校の保護者ということで校長の推薦を受け、ご快諾いただいたところでございます。

今回、学校運営協議会が新設された学校のうち、済美小学校の狩野省市委員及び田口徹委員については、「寺子屋&子ども食堂 in 妙法寺」の委員をされているということでございます。

また、高円寺学園につきましては、全11名のうち、7名が高円寺地域

における新しい学校づくり懇談会委員としても参加していただいた皆さんでございませう。

任期につきましては、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

ご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施について」生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは「小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施について」ご説明いたします。

今年度、新型コロナウイルス感染症対策として児童の参加人数を例年の25名から15名に縮小するとともに、引率者も含めて事前にPCR検査を受け、全員が陰性であることを確認した上で名寄市を訪問いたしました。

派遣中の行程については記載のとおりでございますが、実は12月28日に、帰りの飛行機ですが、予約している飛行機が毎回夕方の飛行機なのですが、これが出発前に欠航ということが分かりまして、12時50分旭川発と変更になったため、旭山動物園の見学を初日に変更いたしました。ただ、この26日の欄に書いてありますように、悪天候の影響により飛行機が旭川空港に着陸できませんで、今回は新千歳空港に着陸をいたしましたため、旭山動物園の見学は中止せざるを得ず、鉄道で旭川まで移動となりました。旭川から今度はバスで名寄に向かうということで、最終的にコテージに到着したのが、夜の10時ということでございました。

27日の日曜日につきましては、ほぼ予定どおり、博物館の見学、それからスノーシュートレッキング、カーリング、あと天文台のほうは星を見ることはできませんでしたが、プラネタリウム等の見学はできました。

28日につきましては、結局12時50分の飛行機で戻ってこなければい

けませんので、途中お土産を買って戻るという日程でございました。

「体験・交流の成果」でございますけれども、前日、大雪だったということもありまして、めったにない新雪の中でスノーシュートレッキングができたということ。それから、予定した行程が次々と変更になっていく中で、まさしくそういう困難を子どもたちが経験しながら工夫をして過ごしたという様子が見られました。

今後の予定でございますけれども、「今後」となっておりますけれども、学習相談会は昨日行っております。学習成果発表会は2月6日、セッション杉並のホールで行う予定でございます。

報告書は年度内に作成という予定でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 今回はもうコロナ感染に対する対応を含めて、本当に大変な自然体験交流だったと思うのですが、それに加えて今、お話を聞いて分かったのですが、過酷な天候、これに対する対応もあったということが分かり、本当に関係の皆様、そして引率の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。

その中で、本当に子どもたちは天候も含めてですが、名寄、いわば北国の本物の体験ができたのかなと改めて思います。実際に大変だったと思うのですが、健康面とかその他、その辺は実際3日間どうだったのでしょうか。教えていただければと思います。

生涯学習推進課長 おおむね、今回15名でしたけれども、みんな元気に過ごせたのがこちらによかったなと思っております。やはり我々もふだんあまり経験しない鉄道に乗ったり、また、鉄道の中でも信号故障で1時間半車内に缶詰めになったりとか、次から次へとアクシデントに見舞われるということでしたけれども、例えば札幌駅の構内を歩いてホームから乗ったりとか、ホームの下のエントランスというか、階段下のエントランスのところに、上のホームに出ると寒いので、皆さんストーブに当たってエントランスで待っている様子だとか、そういうふだん見られない様子を子どもたちも体験できましたし、北海道の雪の中を走る鉄道というか、また、なかなか思いどおりにならない、予定どおりに着かないとか、そういういろいろな体験が逆にできたのかなと思ってございま

す。

折井委員 引率の皆様、また担当の事務局の皆様、本当にお世話さまでした。健康状態がそんなにひどく悪化するようなお子さんも、そして大人のほうもいなかったということで、本当にそれはよかったなと思います。

今までの経験、3回行っていきますけれども、大体インフルで統括指導主事と一緒に東京に戻るとか、けがして病院に行くとか、体調が悪くなって吐いてしまうとか、諸々あるものですので、やはり北国で旅行すること自体が相当、特にお子さんにとっては大変な中で、大きな体調不良はなかったというのは、本当によかったなと思います。恐らく子どもたちも今回は本当に体調を整えて、気をつけて参加してくれたのかなと思います。

すみません、私、自分自身がおなかがすいていると何もできないので、さっきから本当に気になってしまって、初日のお夕食はどうなったのでしょうか。

生涯学習推進課長 着くのが夜の10時でしたので、もう既にホテルに行って食事を取ることが不可能な時間になっておりました。ということで、コテージにお弁当を届けてもらうことにしておりましたけれども、さすがに10時からの食事になると、そこまで辛抱をとすることもできませんので、旭川の駅でコンビニに3軒立ち寄りまして、おにぎりを買って、それぞれ子どもに2つずつ与えました。今回は水筒を持たせなかったのですね。いわゆる殺菌処理とかができないので。ペットボトルをそれぞれ持たせておりましたので。車の中にも、前回戻ってきたときに、もしバスが途中で閉じ込められたときということもありまして、水は人数分用意しておりましたけれども、各自も持っていましたので、飲み物はそれで済ませながら、バスの中でおにぎりを食べて、コテージまで行って、さすがに10時から完食するわけにはいかなかったもので、大分残した子も多かったですけれども、そんなことで一応対応いたしました。

折井委員 ありがとうございます。たしか名寄の第1回、第2回の辺りで食べ物は何もない中で、バスが遅れたとかで本当にひもじい思いを子どもがしたと。なかなか途中で買うということも難しいというお話を、もう6、7年ぐらい前に伺った記憶があるので、今回こういったスケジュールになったときにどうされたのかしらととても気になっていたもので、臨機応変に、その場所のコンビニの食べ物は、多分全部買い占められた

状態になったのだと思うのですけれども、本当に食べ物が、ちょっとはおなかに入れることができよかったですと思います。本当にお世話さまでした。

對馬委員 本当に引率の皆様、ありがとうございました。お世話さまでした。やっぱりこの時期の北国は厳しいですね。それも含めて自然体験交流なのだと思いますけれども。あめの1つでも配ってもらえると、子どもたちも大人のほうもちょっとずつ余裕が出るとかそういうことも当然あると思うのですが。やっぱり今回、コロナ禍でも参加しようとする子どもとそのご家庭というのは、気合がしっかり入っていたのかなというお話を伺っていて、そんな感じがします。どんなことがあっても頑張ってみんなで協力して乗り切ったというのは、すごくいい経験になったのではないかなと思います。本当にありがとうございました。

伊井委員 重ねてのお話なので、本当にお礼を一言。しかも無事に皆さん帰ってきて、子どもたちの心にどんなふうに残るのかなと。きっと何かしらすごくいい思い出とかそういうことではなくて、何らかの力になってきっとこれから広がっていくのかなと思います。本当にありがとうございました。

庶務課長 よろしいでしょうか。それでは報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項6番「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」済美教育センター統括指導主事からご説明させていただきます。

統括指導主事（宮脇） 私からは「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」ご報告いたします。

本区の区立学校では、7月に策定した「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」により感染症の対応を行ってまいりましたが、11月に区内小学校で感染事例が発生したことや、国、都より通知文が発出され、区立の児童生徒、教職員の感染者数も増加したことを踏まえ、区ガイドライン追補版として注意事項をまとめました。

さらに、1月7日の緊急事態宣言発令により、より一層基本的な感染防止対策を徹底しながら、学校運営の継続等について各学校宛てに考え方を示しました。

翌日、保護者、地域の皆様へホームページにおいて教育長名のメッセ

ージを発信しております。

1、「学校運営の基本方針」として、感染症防止対策により一層徹底をしながら学校運営を継続し、教育課程や教育活動等の変更については、学校運営協議会等と連携し、校長が適切に判断するように示しました。

2、「児童生徒への指導等」について、基本的な感染症予防対策の徹底では、特に休憩時間での大声、至近距離での会話や接触を避ける。気温の低下に配慮して、2段階換気や全熱交換型の換気扇の使用など、教室等の換気を工夫する。15分以上マスクを外しての会話は感染リスクが高まることを意識させ、マスクの着用を徹底すること。発熱症状がある場合には、自宅で休養するよう指導を徹底する。家族がPCR検査を受けることになった場合、陰性と判断されるまでは登校を控える。飛沫感染防止のさらなる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する等としました。

学習活動については、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」などの学習活動は行えないとしております。

部活動については、制限しての実施または中止とし、対外試合や合同部活動等については中止としております。

学校行事・公開等については、児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、社会科見学等の公共交通機関や貸切りバス等を使用する校外での活動は中止または延期とし、学校公開、授業公開等も中止または延期としております。

学校給食については、喫食中の会話は避け、特にマスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導の徹底を図っております。

保護者会については、可能な限り中止及び延期とし、ただし、新一年保護者会については、感染症対策を十分に講じた上で実施することとしております。

3、「家庭における感染症対策の依頼」では、検温等の健康観察、家族に何らかの症状が見られる場合、区受診・相談センターへ相談の上、同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、児童生徒を無理せず休養させる。都外、都内への不要不急の外出を避けるなどして、家庭に持ち込まない行動をお願いしております。

4、「教職員等の健康管理の徹底」では、3密の回避、正しい手洗い、せきエチケット、毎朝の検温、健康観察、体調不良時は管理職へ連絡し、自宅で休養させる。管理職は教職員の体調、健康状況の把握に努め、休養を取りやすい職場環境に配慮するなどの出勤時の健康チェック。補足して3密の回避について、会議や研修会の削減、時間短縮等に努める。マスクについて、保健所の判断を踏まえ、不織布マスクを原則とする。体育時も含め、着用の徹底を図る。昼食や休憩時間における感染症防止対策の徹底としました。

5、「学校運営協議会、学校支援本部等について」では、基本的には時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じた上で実施する。学校支援本部等が実施する校外でのイベント、行事などの活動は中止するよう依頼するようにはしました。

6、「学校開放事業について」は、一層の感染防止対策を徹底した上で実施し、原則20時までとしました。今後も各学校が一層基本的な感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続していけるようにしてまいります。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言発令ということで、この間の対応等より細かくいろいろやってきているというのは、よく分かりました。ありがとうございます。

3学期が始まって2週目になったのですが、各学校の様子、実際どうなのかということをお教えいただきたいと思います。一部では、子どもの感染というよりは家族の感染で、それに伴う自宅待機が増えているということも聞いておりますが、その辺も含めて杉並の子の様子をお教えいただければと思います。

学務課長 冬季休業中にやはりご家族が感染したというケースがかなり多くて、学校が始まってから、児童生徒の陽性者が増えている状況です。また、家族が感染したことによって児童生徒が濃厚接触者として特定されているケースがこの間、増えてきているような状況でございます。

統括指導主事（宮脇） 学校に実際に話を聞いたところでは、この1月7日の通知を始業式のときに、校長はじめ生活指導主任も含めて再度徹底

を図っていくということで、学校内で話をしてくれたということで、特に大きな混乱ですとか、また、教育活動を進めていく上で今、困っているということは、聞いておりません。

對馬委員 今回の緊急事態宣言では、学びは止めないということで学校はそのままほぼ通常どおりできるということになってはいますが、もしも学校もできないとか、あるいは例えば1クラスのかかなり多くの子が濃厚接触者になってしまったとか、そういう状態になったときの、実際にオンライン授業ができる準備がどのくらいできているのかということが1点。

それから、この中に保護者会とか学校運営協議会については、できる限り中止か延期にということが書かれていますけれども、これを例えばオンラインでやりたいという希望が学校のほうからあるのかとか、その辺りを教えていただけますか。

統括指導主事（宮脇） オンライン学習については、各学校でこれまで研修も含めて対応できるように進めてまいりました。実際、済美教育センターで管理しているタブレットについても、再度学校が休業になるということに対応するために、タブレットをもう一度改修するような形で今、準備を進めているところでございます。

学校支援課長 学校運営協議会ですけれども、一部の学校からオンラインでやりたいというご要望も今、来ていますので、この間については個別で対応していきたいと考えております。

教育政策担当部長 保護者会については、今、子どもたちで使っているオンラインシステムを使うことは、これについてはまだ規定が整っていないので、できないことになっております。

ただ、オンライン動画で説明を配信することは、現段階でユーチューブを使って行うことは可能となっています。

そして、時期的なところで、新一年保護者会を実施する時期に小学校は来ていて、それに関しては、もう既に周知していることでもありますので、こういう期間の中で新一年保護者会を予定しているところについては、工夫して、3密に配慮しながら実施ということで、周知を図っております。

伊井委員 中学校のスキー教室とか、そういうものは今まで実施できていない状況だと思うのですが、そういうのはもう中止ということで

しょうか。修学旅行は9月にできたところは、ある意味ちょっとよかったなと思う感じで、今後のこの緊急事態宣言の結果、ある程度、2月に入ってからの結果がどれだけ出てくるかなというところだと思います。本当に子どもたちのためには期待したいところですが、その辺りは、いかがでしょうか。

学務課長 スキー教室については、ずっとやる方向で地元とも調整を重ねてきました。ただ、どうしても東京と違って地方ですと、医療機関の体制とかございまして、通常であると、やはり熱が出たりすると地元の医療機関あるいは県立病院のほうに行かせていただいて、診療していただくのですけれども、なかなか発熱時の対応が十分にできないと。ある意味地元でかかってくさいとか、なかなかコロナの疑いがある以上、私も実際に県立病院の地元の病院に行って交渉したのですけれども、なかなか受入れについて積極的な対応が頂けないという状況がございました。

また、冬季なのでどうしても部屋の中の3密の解消ということも万全な体制ができないということもありまして、直前まで観光協会や旅館組合の方と交渉を重ねてきたのですけれども、最終的に、12月の終わりに、校長会とも協議しながら進めたのですけれども、教育員会として今年度については、中止の判断をさせていただいたところでございます。

伊井委員 本当に進める方々も本当に断腸の思いでいらっしゃると思います。本当にご苦労をおかけして、お疲れさまでございます。ありがとうございました。

折井委員 こういった東京以外のところに行くということの本当の難しさを今回感じます。今のお話を伺うにつけ、名寄市が受け入れてくれたことは、どれほど大きなことかということ、北海道の旭川の比較的近くということ、どれほどのことだったのかということが大変ありがたいなと思います。

幾つかお伺いしたいのですけれども、どの地域の学校だったか記憶が定かではないのですが、その学校の先生方が軒並み陽性者や濃厚接触者になってしまって、先生が出勤できないといったことが報道されてきました。その後、その学校がどうなったのか、ということは、分からないのですけれども、そういったケースも可能性はありますよね。そういった点とかは想定していらっしゃるのでしょうか。

教育人事企画課長 教員が一斉に休みとなってしまった場合に、では、代替で何かできるかということも検討しましたがけれども、やはり子どもたちを預かるというのは、またこういう感染とか様々な問題がある中で、子どもたちを預かるといったときには、やはりふだんから接している教員が携わることが重要であろうと考えております。

その観点からすると、ここはやはり休業といった判断を取るという形になると考えてございます。

折井委員 承知いたしました。いさぎよく学校を一旦締めて、仕切り直しをするということですね。

そういった状況が、自分が陽性になってしまうと生じてしまうというところで、体調不良を押して出勤してしまったり、PCRを受けないということにしてしまったりということがないように、その点だけはすごく今、コロナ禍で心理状態がみんな普通ではないというか、とても追い込まれている状況です。元気に見えてもいつもいつもストレスを感じている状況下で、先生方は本当に大変だろうなど。子どもたちを預かることと今、教育人事企画課長からお言葉がありましたけれども、子どもたちを預かることの責任を本当に先生方は感じながら、毎日をお過ごしだろうなと思います。

いろいろな対策を取ってくださっても、どうしてもなってしまうものでありますので、なったときはなったときということで対応を、いろいろと大変だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

教育人事企画課長 今回、この通知のほうにも教職員の健康管理の徹底ということを出しました。教員がかかってしまうことは当然あり得ると考えております。ただ、それを職場で広めてしまうこと、そこを徹底的に防いでいきたいという思いがありまして、今回、マスクについても不織布マスクを原則ということにしました。また、ほかに昼食、休憩時間、そういったときの感染症予防策の徹底、そういったところも改めて周知いたしました。今後とも健康管理に努めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項6番につきましては以上とさせていただきます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会については、1月27日水曜日、午後

2時からを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

教育長 では、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。